

～令和5年10月1日に開始されるインボイス制度の理解のために～

『インボイス制度説明会』

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行されることとなっており、令和3年10月1日から登録申請書の受付が開始されています。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要となり、売手としてインボイスの交付を行うためには、「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となるといった変更点がございます。

本説明会では当制度の内容をご理解いただき、円滑にご準備をいただくために是非、積極的なご参加をお待ちしております。消費税免税事業者の方にも影響のある制度ですので、是非ご参加下さい。

- ◇日 時 令和5年9月22日（金）
午後1時30分 ～ 午後3時
- ◇場 所 高石商工会議所 3階大会議室
- ◇受講料 無 料
- ◇講 師 泉大津税務署 担当官
- ◇対 象 小規模事業者
- ◇定 員 20名（申込先着順）
- ◇カリキュラム

- ①適格請求書等保存方式の概要
- ②適格請求書の記載事項・記載の留意点
- ③売手、買手の留意点
- ④税額計算の方法
- ⑤適格請求書発行事業者の登録申請手続き等
- ⑥「令和5年度税制改正」



高石商工会議所 中小企業相談所 担当：山田・藤本
〒592-0014 高石市綾園2丁目6-10
TEL：072-264-1888

URL：http://www.takaishicci.or.jp/
FAX：072-261-7676

FAX：072-261-7676

9月22日(金) インボイス制度説明会

受講申込書

企業名		業種	
所在地		TEL	
		FAX	
フリガナ		フリガナ	
参加者名		参加者名	